

厚生労働科学研究費補助金取扱細則第22条に定める収支報告書の提出について  
(平成22年3月31日科発0331第4号厚生科学課長決定)

(平成23年3月31日 一部改正)

障害者自立支援調査研究プロジェクトに係る補助金不正事案を踏まえ、「障害者自立支援調査研究プロジェクトの補助金不正事案を踏まえた再発防止策について」(平成21年12月24日。以下「再発防止策」という。)が取りまとめられたところである。

平成22年度以降に交付する厚生労働科学研究費補助金について、再発防止策の「2. 事後的なチェック体制の充実(3) 報告書等の公開」を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)第22条に規定する収支報告書の提出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 研究代表者は、厚生労働省科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)第17条第1項の規定により厚生労働大臣又は研究費配分機関の長から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から30日以内に、別紙様式により作成した収支報告書を、厚生労働省担当部局又は研究費配分機関へ1部提出するものとする。
- 2 収支報告書の提出を受けた厚生労働省担当部局又は研究費配分機関は、国立保健医療科学院に当該報告書を速やかに送付するものとし、送付を受けた国立保健医療科学院は、当該報告書を「厚生労働科学研究成果データベース報告システム」にて公開するものとする。
- 3 研究代表者が1の事務を行うに当たっては、「厚生労働省科学研究費補助金における事務委任について」(平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定)の規定により、当該事務を所属機関の長に委任するものとする。